記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険 いばらき

2
2010 FEB.
NO.381

健康保険・厚生年金保険の加入もれはありませんか

- ●年金と税金
- ●健康保険任意継続制度について
- ●保険診療を正しく受けましょう

「チンクェテッレの港町」（撮影・南イタリア）：日本写真家協会会員　藤井　正夫

職場内で回覧しましょう

健康保険・厚生年金保険の加入もれはありませんか

パート・派遣・外国人従業員の皆さまも健康保険・厚生年金保険の加入者となります。

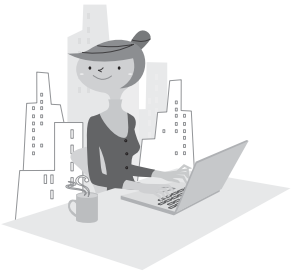

健康保険・厚生年金保険の適用事業所に常時使用され、報酬を受けている人は、国籍・年齢・給料の多少・年金受給の有無などに関係なく、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

ただし、適用事業所に使用されていても、七十歳に達した人は厚生年金保険の資格を喪失し、健康保険のみの被保険者となります。

また、健康保険は七十五歳に達すると資格を喪失し、後期高齢者医療の被保険者となります。

パートの従業員は

「一日または一週間の勤務時間」および「一ヵ月の勤務日数」が、その事業所で同じような仕事をしている一般従業員のおおむね四分の三以上ある場合は、パート従業員も被保険者となります。

ただし、日々雇い入れられる人や季節的業務に使用される人は、被保険者となりません。

労働者派遣会社からの従業員は

派遣された先で就労しますが、派遣元が労働者派遣契約に基づき労働者を派遣し、報酬を支払っていることから、雇用関係は派遣元と労働者との間に存在することになります。

そのため、派遣労働者に被保険者資格があれば、加入手続きは派遣元の事業主が行うことになります。

外国人の従業員は

適用事業所で適法に常時使用されている外国人も、国籍を問わず健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

◆詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

年金と税金

年金収入は雑所得

国民年金・厚生年金などの老齢および退職を支給事由とする年金は所得税法により雑所得となり、支払年金額が一五八万円以上（六十五歳未満の人は一〇八万円以上）の場合は所得税がかかります。

所得税には各種の控除があり該当する方は「扶養親族等申告書」を提出し控除を受けることになります。各種控除は次のとおりです。

①公的年金等控除および基礎控除相当
②配偶者控除相当
③扶養控除
④障害者控除

確定申告が必要な方は

年金にかかる所得税の納付は、源泉徴収により年金の支払期ごとに行われますが、次のような方は確定申告が必要となります。

①扶養親族等申告書を提出しなかったり、提出した後に扶養親族等の人数に変更がある方
②年金以外に収入（給与等）がある方
③他の公的年金の支払いを受けている方
④生命保険料控除、社会保険料控除、医療費控除などを受けようとする方

確定申告の提出は

確定申告は二月十六日から三月十五日までの間に住所地の所管する税務署等で行います。必要なものは次のとおりです。

①源泉徴収票（日本年金機構から交付されたもの）
※上記以外の年金収入や給与収入がある人は、それらの源泉徴収票も必要です。
②生命保険料控除や医療費控除を受けようとする場合は、その証明書や領収書
③確定申告の用紙（税務署におたずねください）
④印鑑
※詳しいことは税務署におたずねください。

源泉徴収票Q&A

Q 源泉徴収票はどのようなときに使うのですか？

A 源泉徴収票は、老齢の年金を受けている方に、昨年中に支払った年金の総額や年金から差し引いた所得税などをお知らせするものです。税金の確定申告や還付請求をするときには、この源泉徴収票を税務署に提出することになります。

Q 二月になっても源泉徴収票が届かないときは？
源泉徴収票を紛失した、又は確定申告で使った後、再び必要になったときは？

A 老齢の年金を受けている方には、今年は一月十三日に日本年金機構から源泉徴収票をお送りしています。二月になっても届かないときはお手数でも再発行の手続きをお近くの年金事務所または年金相談センターに届け出てください。源泉徴収票を紛失した場合も再発行の手続きが出来ます。届出用紙は、年金事務所または年金相談センターに備え付けてあります。

また、電話でも申請できますが、本人確認をするため、年金証書に記載されている基礎年金番号・年金コード、氏名、生年月日、住所、年金支払金融機関名をお申し出ていただきます。

なお、障害年金、遺族年金については課税の対象となっていないため、源泉徴収票の発行は行っていません。

◆詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合せください。

協会けんぽからのお知らせ

健康保険任意継続制度について

会社などを退職して被保険者の資格を喪失したときに、一定の要件のもとに個人の希望で被保険者となることができる制度です。

任意継続被保険者の要件	■資格喪失日の前日までに「**継続して２ヶ月以上の被保険者期間**」があること。 ■資格喪失日から「**20日以内**」に申請すること。（20日目が土・日曜日又は祝祭日の場合は翌営業日まで）
被保険者期間	■任意継続被保険者となった日から２年間です。 **（市町村の国民健康保険に加入する、または健康保険の被扶養者になるためという理由では資格喪失をすることができません。）**
申請方法	■「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を自宅住所を管轄する協会けんぽの都道府県支部へ提出してください。**（郵送で手続きできます。）** ■被扶養者がいる場合は、「健康保険被扶養者届【資格取得時】」欄に必要事項を記入してください。※被扶養者となる要件により必要な添付書類がありますのでお問い合せください。
資格喪失	■次のいずれかに該当する時は、被保険者の資格を喪失しますので、健康保険証はすみやかに返納してください。 ①任意継続被保険者となった日から２年を経過したとき。 ②保険料を納付期日までに納付しなかったとき。 ③就職して、健康保険、船員保険、共済組合などの被保険者資格を取得したとき。 ④後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき。 ⑤被保険者（加入者本人）が死亡したとき。
保険料の納付期限	■毎月の保険料は、**月初めに送付される納付書**でその月の１日から**10日**（10日が土・日曜日又は祝祭日の場合は翌営業日）**まで**に納めてください。 ■納付書が届かない、納付書を紛失したという場合は、早急に管轄の協会けんぽの都道府県支部へご連絡ください。 ■初回分の保険料の納付期日については、保険者の指定した日となります。
保険料の額	■保険料は退職時に支払っていた**健康保険料の約２倍**になります。 退職時の標準報酬月額×8.18%（40歳から64歳までの方は介護保険料率を含んだ9.37%となります）です。ただし、標準報酬月額が28万円を超えていた場合は、上限額は28万円です。 保険料の上限は、22,904円（介護保険料を含んだ場合は26,236円）です。 **【平成21年度茨城支部保険料率】**

※申請書は協会けんぽホームページからダウンロードできます。
※保険料の納付方法について、納付書による納付のほかに口座振替や割引のある前納制度がございます。
※平成22年４月分より保険料率が変更となります。

退職などで資格を喪失したときは、健康保険証をすみやかに返しましょう

退職の翌日から、これまでの健康保険証（カード）は使用することができません。

●会社を退職したとき　●被扶養者でなくなったとき

健康保険証は資格喪失届に添付のうえ、年金事務所へ提出してください。

協会けんぽからのお知らせ

保険診療を正しく受けましょう

加入者の皆さまが病気やケガのため健康保険で治療を受けた場合の医療費は、保険料のほかに国庫負担や患者負担によってまかなわれています。

この貴重な財源を有効に使うためにも、一人ひとりが健康管理につとめるとともに、もし病気になったときは正しい保険診療を受けるように心がけましょう。

★業務上のケガや病気は健康保険で受けられません

仕事中のケガや仕事に起因する病気及び通勤災害は、健康保険では治療できません。

★健康保険証を必ず窓口に提示しましょう

治療を受けるときは、そのつど健康保険証を保険医療機関の窓口へ提示しましょう。

また、健康保険高齢受給者証などをお持ちの方は、あわせて提示しましょう。

★診療時間内に受診しましょう

急病でないかぎり、できるだけ診療時間内に受診しましょう。

★交通事故などは届け出をしましょう

交通事故など第三者の行為が原因となるケガなどで健康保険証を使うときは、「第三者の行為による傷病届」などを協会けんぽ茨城支部へ提出してください。

★退職したら健康保険証を返しましょう

退職日の翌日から、加入者本人、家族も健康保険証は使えませんので、健康保険証をすみやかに事業主に返しましょう。

治療を受けている病院には退職したことを連絡し、新たに加入した医療保険の健康保険証を提示しましょう。

健康保険証は大切にしましょう

健康保険証を受け取りましたら、被保険者や被扶養者の氏名・生年月日などの記載事項を確認し、裏面の住所欄に住所を記入したうえで、大切に保管してください。

特定記録郵便による健康保険証等の発送

健康保険証・健康保険高齢受給者証につきましては、今まで「普通郵便」で送付をしていましたが、**平成22年１月より「特定記録郵便」**で送付しております。特定記録郵便はお問い合わせ番号により“ゆうびんホームページ”から追跡サービスを利用でき、配送状況の確認ができます。また、受取人の方の郵便受に配達され、押印や署名の必要もありません。

協会けんぽ 水戸南年金事務所窓口の統廃合について

協会けんぽ茨城支部では、このたびお客様窓口の体制の見直しに伴い、平成22年３月末をもちまして**水戸南年金事務所窓口を協会けんぽ窓口へ統合し閉鎖**いたします。

なお、申請等の提出につきましては、すべて郵送による受付が可能となっておりますので、**茨城支部宛**に郵送いただきますようにお願いいたします。

加入者の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願いします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会　茨城支部　業務グループ　☎029-303-1582（直通）
協会けんぽ　☎029-303-1500（代表）
〒310-8502　水戸市南町3-4-57　水戸セントラルビル
協会けんぽホームページ http://www.kyoukaikenpo.or.jp/ または　協会けんぽ　検索

職場の健康づくりを応援します

（財）茨城県社会保険協会では、職場で働く皆さまの健康管理と健康の保持・増進のお手伝いとして、次の事業を行っております。

「健康で明るい人づくり・職場づくり」のために事業所内での職場研修に是非ご利用ください。

体力づくり講習会

健康運動指導士を派遣し、健康体操等の講話や実技指導を行います。

健康づくり講習会

管理栄養士等を派遣し、ご希望に応じたテーマで講習会を行います。

テーマ　●病気の予防
　　●生活習慣病等

費用は無料です

（財）茨城県社会保険協会が負担します。

申込方法

事業所で、日時、会場の設定と講演等の内容を定めて（財）茨城県社会保険協会へ申し込みください。

なお、講師の都合等がありますので、１ヵ月くらいの余裕をもってお申し込みください。

お問い合わせ・お申し込み

財団法人　茨城県社会保険協会
〒310-0021　水戸市南町3-4-12
常陽海上ビル８階
TEL029-226-8005　FAX029-231-2522

夜間･土曜日も年金相談が受けられます!!

県内の日本年金機構年金事務所及び年金相談センターでは以下の時間帯で年金相談窓口を開設いたします。是非ご利用ください。

現在、相談されるお客様が多く、駐車場がたいへん混み合っております。公共機関をご利用されるなどご協力をお願いします。

2010 3

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2010 4

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

平日時間延長日　休日開設日

３・４月の月曜日は、年金相談の受付時間を**午後7時まで延長**します。
なお、直近のスケジュールは日本年金機構ホームページをご覧ください。
※月曜日が休日の場合は翌日の火曜日となります。

３月13日㈯・４月10日㈯に年金事務所及び土浦年金相談センターで年金相談を実施します。
受付時間　午前9時30分から
　　午後4時まで

三月の年金相談所開設

◎水戸北年金事務所
十六日㈫　大子町役場
二十四日㈬　常陸太田市役所

◎水戸南年金事務所
年金事務所に予約が必要です。
十日㈬　鹿嶋市商工会本所

◎土浦年金事務所
五日㈮　石岡商工会議所
十一日㈭　取手市商工会
十九日㈮　龍ヶ崎市商工会

◎下館年金事務所
年金事務所に予約が必要です。（古河市のみ）
十七日㈬　古河商工会議所
十八日㈭　常総市商工会

◎日立年金事務所
九日㈫　日立市総合福祉センター

●受付時間は、午前十時から午後二時までです。